

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

目次

- 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）――― 1
- 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令  
（昭和三十四年政令第二百八号）（第二条関係）――― 11
- 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令  
（昭和四十八年政令第三百三十四号）（第三条関係）――― 12
- 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令  
（昭和四十七年政令第七十六号）（第四条関係）――― 16
- 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に  
関する政令（平成十七年政令第四十六号）（第五条関係）――― 17
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令  
（平成十八年政令第三十号）（第六条関係）――― 18

- 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（第七条関係）----- 20
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第八条関係）----- 21
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令  
（平成九年政令第八十五号）（第九条関係）----- 25
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する  
経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）（第十条関係）----- 28
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第十一条関係）----- 30
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第十二条関係）----- 36

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 一般の退職手当（第一条の三―第九条の四）</p> <p>第三章 特別の退職手当（第九条の五―第十五条）</p> <p>第四章 退職手当の支給制限等（第十六条―第十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（退職手当の支払方法の特例）</p> <p>第一条の二 法第二条の三第一項ただし書に規定する政令で定める確実な方法は、日本銀行を支払人とする小切手の振出しとする。</p> <p>第二章 一般の退職手当</p> <p>（俸給月額）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>（退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者に類する者）</p> <p>第六条の四 法第六条の四第四項第六号イに規定する政</p>	<p>第一章（略）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（退職手当の支払方法の特例）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第一項ただし書に規定する政令で定める確実な方法は、日本銀行を支払人とする小切手の振出しとする。</p> <p>（俸給月額）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>（退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者に類する者）</p> <p>第六条の四 法第六条の四第四項第三号イに規定する政</p>

令で定める者は、別表第二の上欄に掲げるいずれかの期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）において同表の下欄に掲げる額を超える俸給月額を受けていた者とする。

（地方公務員としての引き続いた在職期間の計算）  
第七条（略）

2 職員が法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

3 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服すること等を要しない者を除く。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法

令で定める者は、別表第二の上欄に掲げるいずれかの期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）において同表の下欄に掲げる額を超える俸給月額を受けていた者とする。

（地方公務員としての引き続いた在職期間の計算）  
第七条（略）

2 職員が法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

3 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服すること等を要しない者を除く。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法

人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に  
応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないので、引き続き当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間（法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者の職員としての勤続期間を含む。）を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めてあるもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合において、先  
の地方公務員としての引き続き在職期間（法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続き在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者

人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に  
応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないので、引き続き当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間（法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者の職員としての勤続期間を含む。）を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めてあるもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先  
の地方公務員としての引き続き在職期間（法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続き在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員

の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

4 5 6 (略)

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 49 (略)

### 第三章 特別の退職手当

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の五 (略)

(技能習得手当及び寄宿手当に相当する退職手当)

第十一条 (略)

(傷病手当に相当する退職手当)

第十二条 (略)

2 及び 3 (略)

としての引き続きいた在職期間として計算する。

4 5 6 (略)

(法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 49 (略)

(その者の非違により退職した者)

第九条の五 法第八条第二項第二号に規定する政令で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の六 (略)

(技能習得手当及び寄宿手当に相当する退職手当)

第十条の二 (略)

(傷病手当に相当する退職手当)

第十条の三 (略)

2 及び 3 (略)

第十三条 (就業促進手当等に相当する退職手当) (略)

第十四条 (法第十条第十三項に規定する政令で定める日数) (略)

第十五条 (総務省令への委任) (略)

第十四条の四 (就業促進手当等に相当する退職手当) (略)

第十五条の五 (法第十条第十三項に規定する政令で定める日数) (略)

第十六条 (総務省令への委任) (略)

第十七条 (退職手当の支給の一時差止め)

第十八条 法第十二条の二第二項に規定する一時差止め分(以下この条において「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

2 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の書面及び法第十二条の二第七項の説明書の様式その他一時差止処分の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十九条 (退職手当の返納)

第二十条 法第十二条の三第一項の規定により返納させらるべき退職手当の額は、次のとおりとする。

一 法第十二条の三第一項に規定する一般の退職手当等(以下この条において「一般の退職手当等」とい

第四章 退職手当の支給制限等

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第十六条 法第十一条第二号ホに規定する政令で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

一 内閣総理大臣 内閣総理大臣

二 法第十一条第二号ホに掲げる職員のうち、当該職員の退職の日において当該職員に対し同号ホに規定する懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであつて、前号に掲げる者以外のもの当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職

う。)の支給を受けていなければ法第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができず、かつ、これらの規定により算出される金額を控除して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合(次項に規定する場合を除く。)

2 | 法第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けている場合(受けることができず、かつ、これらの規定により算出される金額を控除して得た額を要しない。)

3 | 法第十二条の三第一項の規定により一般の退職手当等を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

4 | 前三項に定めるもののほか、前項の書面の様式その他法第十二条の三第一項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関

(一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第十七条 法第十二条第一項に規定する政令で定める事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第十八条 法第十七条第六項に規定する政令で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額とする。

(総務省令への委任)

第十九条 法第十二条第二項(法第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。)の書面の様式は、総務省令で定める。

附則

附則

1 8 (略)

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつた適用日の前日以前において法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けることなく引き続き地方公務員となつたものについては、法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつたものとみなして同項の規定を適用する。

16 10 15 (略)

法附則第十項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、同項に規定する者の同項の規定による退職手当に係る退職の日における俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が法第二条の四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項、法律第三十号附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項及び法律第一百五号附則第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 (略)

17 未復員者の勤続期間の計算については、なお従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続き職員となつた未復員者(法第十九条第二項又は国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二十一項において「法律第九十五号」という。)第一条の規定による改正前の法第十三条の規定の適用を受け、引き続き地方公務員となり、引

1 8 (略)

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつた適用日の前日以前において法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けることなく引き続き地方公務員となつたものについては、法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつたものとみなして同項の規定を適用する。

16 10 15 (略)

法附則第十項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、同項に規定する者の同項の規定による退職手当に係る退職の日における俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が法第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項、法律第三十号附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項及び法律第一百五号附則第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 (略)

17 未復員者の勤続期間の計算については、なお従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続き職員となつた未復員者(法第十三条の規定の適用を受け、引き続き地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後、法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた者を含む。)又は附則第十三項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての

き続き地方公務員として在職した後、法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた者を含む。又は附則第十三項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は地方公務員としての適用日の前日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

19 18

(略)

法第二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還している」とすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められる」と読み替えるものとする。

21 20

(略)

法附則第十一項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続き在職する職員となつて在職する場合又は法第十九条第二項若しくは法律第九十五号第一条の規定による改正前の法第十三条の規定の適用を受け、引き続き地方公務員となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一号又は第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、法附則第十一項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の

勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は地方公務員としての適用日の前日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

19 18

(略)

法第十一条の規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還している」とすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められる」と読み替えるものとする。

21 20

(略)

法附則第十一項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続き在職する職員となつて在職する場合又は法第十三条の規定の適用を受け、引き続き地方公務員となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一号又は第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、法附則第十一項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。

22 引き続きいた在職期間には、含まないものとする。  
(略)

22  
(略)

○ 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第二百八号）（第二条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 4 附則                      (略)</p> <p>5 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下この項及び次項において「施行令」という。）第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項第二号に規定する勤務した日が引き続いて六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同号の職員とみなして、施行令の規定を適用する。この場合において、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、同法第二条の四から第六条の五までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。</p> <p>6 及び7 (略)</p>	<p>1 4 附則                      (略)</p> <p>5 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下この項及び次項において「施行令」という。）第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項第二号に規定する勤務した日が引き続いて六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同号の職員とみなして、施行令の規定を適用する。この場合において、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、同法第二条の三から第六条の五までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。</p> <p>6 及び7 (略)</p>

○ 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（第三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

附則

155 (略)

6 法律第三十号の施行の前日に、法律第三十号の施行の日において新令第七条第三項に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの（以下「特定地方公共団体」という。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き地方公社又は新令第九条の二に掲げる法人で法律第三十号の施行の日において新令第七条第三項に規定する通算制度を有する地方公社等に該当するもの（以下「特定地方公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続き在職期間（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続き在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続き在職期間として計算する

附則

155 (略)

6 法律第三十号の施行の前日に、法律第三十号の施行の日において新令第七条第三項に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの（以下「特定地方公共団体」という。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き地方公社又は新令第九条の二に掲げる法人で法律第三十号の施行の日において新令第七条第三項に規定する通算制度を有する地方公社等に該当するもの（以下「特定地方公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続き在職期間（法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続き在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続き在職期間として計算する。この場合における先の特定地方公共団体の公務員としての引き続き在職期間の計算については、施行令

。この場合における先の特定地方公共団体の公務員として引き続き在職期間の計算については、施行令第七条第一項の規定は、適用しない。

7  
11 (略)

12 法律第三十号附則第九項、第十一項若しくは第十四項又は附則第五項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額については、法律第三十号附則第十二項及び附則第四項の規定を準用する。この場合において、法律第三十号附則第十二項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

13 法律第三十号附則第九項又は第十一項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第二条の四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又

第七条第一項の規定は、適用しない。

7  
11 (略)

12 法律第三十号附則第九項、第十一項若しくは第十四項又は附則第五項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額については、法律第三十号附則第十二項及び附則第四項の規定を準用する。この場合において、法律第三十号附則第十二項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

13 法律第三十号附則第九項又は第十一項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又

は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に依りそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第百六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

14

法律第三十号附則第十四項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の四から第六条の五まで、法律第百六十四号附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十五項の規定にかかわらず、同項（法律第百六十四号附則第三項の規定の適用を受ける者で法律第三十号附則第五項から第七項までの規定に該当するものにあつては、法律第三十号第八項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第百六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となると

は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に依りそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第百六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

14

法律第三十号附則第十四項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の三から第六条の五まで、法律第百六十四号附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十五項の規定にかかわらず、同項（法律第百六十四号附則第三項の規定の適用を受ける者で法律第三十号附則第五項から第七項までの規定に該当するものにあつては、法律第三十号第八項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第百六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となると

21 15  
 19 19 きは、これらの規定を適用して計算した額)とする。  
 (略)  
 20 法第十九条第三項の規定は、法律第三十号附則第十  
 一項の規定に該当する者が法律第三十号の施行の日以  
 後に引き続き公庫等職員(法律第七条の二第一項に規  
 定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。  
 )となるため退職し、かつ、引き続き公庫等職員と  
 なつた場合について準用する。

21 15  
 19 19 きは、これらの規定を適用して計算した額)とする。  
 (略)  
 20 法第七条の二第四項の規定は、法律第三十号附則第  
 十一項の規定に該当する者が法律第三十号の施行の日  
 以後に引き続き公庫等職員(法律第七条の二第一項に  
 規定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。  
 )となるため退職し、かつ、引き続き公庫等職員  
 となつた場合について準用する。

○ 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第七十六号）（第四関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 第二条第四項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、第一号及び第二号に掲げる額の合計額（その額が俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）に達しないときは、退職手当法第二条の四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条から第六条までの規定にかかわらず、当分の間、当該合計額をもつてその者の退職手当の額とする。</p> <p>一及び二（略）</p>	<p>第五条 第二条第四項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、第一号及び第二号に掲げる額の合計額（その額が俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）に達しないときは、退職手当法第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条から第六条までの規定にかかわらず、当分の間、当該合計額をもつてその者の退職手当の額とする。</p> <p>一及び二（略）</p>

○ 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令  
 (平成十七年政令第四十六号) (第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>第二条 (国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置)        独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前に従前の独立行政法人産業技術総合研究所(以下「従前の研究所」という。)を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二条 (国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置)        独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前に従前の独立行政法人産業技術総合研究所(以下「従前の研究所」という。)を退職した者に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（第六條關係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案

（法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等）  
第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。）若しくは国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員（以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。）となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となったもの（その者の基礎在

現行

（法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等）  
第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。）若しくは国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員（以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。）となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となったもの（その者の基礎在職期間（国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該

2

二  
(略)

職期間（国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日以前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日

2

二  
(略)

地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日以前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（削る）	第四十条 恩給法第十五条ノ審議会等ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ恩給審査会トス

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（刑に処せられた場合等の給付の制限）

第十一条の十 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上  
の刑に処せられた場合、組合員が法第九十七条第一項に規定する懲戒処分（以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後）に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が同項に規定する退職手当支給制限等処分（以下この条において「退職手当支給制限等処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

- 一 （略）
- 二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続く組合員期間の月数（国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定による退職手当をいう。以下この号及び第四号において同

（刑に処せられた場合等の給付の制限）

第十一条の十 組合員が禁錮以上の刑に処せられ、又は法第九十七条第一項に規定する懲戒処分を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

- 一 （略）
- 二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続く組合員期間の月数が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

じ。)又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員を除く。)が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

#### 三 (略)

四 退職手当支給制限等処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第九十七条第二項の規定により、その額のうち、遺族共済年金の職域加算額(法第八十九条第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年

#### 三 (略)

2 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第九十七条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算

金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による遺族共済年金の額が算定される者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額。以下この条において同じ。）に相当する金額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

4 3

(略)

前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由が生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十四条第一項の規定、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは施行法第十条第二項（施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第二項（施行法第二十七條において準用する場合を含む。）又は第四十八條第一項（施行法第四十九條又は第五十條第一項において準用する場合を含む。））の規定、法第八十七條第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一條第一項から第四項まで若しくは第九十二條第一項の規定により退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算

額又は遺族共済年金の職域加算額（法第八十九條第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による遺族共済年金の額が算定される者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額。以下この条において同じ。）に相当する金額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

4 3

(略)

前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは第一項の懲戒処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由が生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十四条第一項の規定、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは施行法第十条第二項（施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第二項（施行法第二十七條において準用する場合を含む。）又は第四十八條第一項（施行法第四十九條又は第五十條第一項において準用する場合を含む。））の規定、法第八十七條第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一條第一項から第四項まで若しくは第九十二條第一項の規定により退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の支給

額に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

一及び二 (略)

6 及び 8 (略)

(地方の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い

第四十八条 (略)

2 及び 3 (略)

4 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、法第九十七条第一項の規定の適用については、その者に対してされた地方公務員等共済組合法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分に相当する処分は、法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分とみなす。

が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

一及び二 (略)

6 及び 8 (略)

(地方の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い

第四十八条 (略)

2 及び 3 (略)

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（第九条 関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え）                  第二十三条（略）                  2及び3（略）                  4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え）                  第二十三条（略）                  2及び3（略）                  4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）                  第十一条の                  第十一項                  組合員若しくは組合員であつた者が                  厚生年金保険の被保険者（当該被保険者が平成九年四月一日前に支給事由が生じた退職共済年金又は障害共済年金の受給権者である場合にあつては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以</p>	<p>（略）                  第十一条の                  組合員が                  厚生年金保険の被保険者（当該被保険者が平成九年四月一日前に支給事由が生じた退職共済年金又は障害共済年金の受給権者である場合にあつては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以</p>

第十一条の 第五項			
掲げる組合員	組合員期間	組合員期間に係る	
掲げる組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間 (平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。)	下「平成八年改正法」という。第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。第二條第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一條の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの)に使用されるものに限る。以下この項において同じ。)若しくは厚生年金保険の被保険者であつた者が

第十一条の 第五項			
掲げる組合員	組合員期間	組合員期間	
掲げる組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間 (平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。)	下「平成八年改正法」という。第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。第二條第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一條の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの)に使用されるものに限る。)が

5 ～ 10  (略)	(略)	第十一条の 第十六項	組合員期間	有する組合員	である組合員
		第十一条の 第十七項	旧適用法人施行日前期間	有する組合員であつた者	である組合員であつた者
		各省各庁の長 (法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)	社会保険庁長官		
		割合を連合会 に通知したと きは、その割 合に	割合に		

5 ～ 10  (略)	(略)	第十一条の 第十六項	組合員期間	有する組合員	である組合員
		第十一条の 第十七項	旧適用法人施行日前期間	有する組合員であつた者	である組合員であつた者
		各省各庁の長 (法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)	社会保険庁長官		
		割合を連合会 に通知したと きは、その割 合に	割合に		

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に  
 関する政令（平成九年政令第八十六号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等）  
 第十二条 平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定の適用については、第八条に定めるもののほか、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等）  
 第十二条 平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定の適用については、第八条に定めるもののほか、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国家公務員共済組合法		（略）	
第九十七条 第一項		組合員若しくは組合員であつた者が	旧適用法人施行日前期間を有する者が
組合員が	組合員が	旧適用法人施行日前期間内に	旧適用法人施行日前期間内に
組合員（退職した後に再び組合員となつた者	組合員（退職した後に再び組合員となつた者	旧適用法人施行日前期間中の行為に	旧適用法人施行日前期間中の行為に
給制限等処分	給制限等処分		

国家公務員共済組合法		（略）	
第九十七条 第一項		組合員若しくは組合員であつた者が	旧適用法人施行日前期間を有する者が
組合員が	組合員が	旧適用法人施行日前期間内に	旧適用法人施行日前期間内に

2 3 9  (略)	(略)	第九十七條 第三項及び 第三百三條第 一項	組合員期間	組合員期間	組合員であつた者が退職手当支給制限等処分	若しくは組合員に限る。		
							旧適用法人施行日 前期間	旧適用法人施行日 前期間

2 3 9  (略)	(略)	第九十七條 第三項及び 第三百三條第 一項	組合員期間	組合員期間	組合員であつた者が退職手当支給制限等処分	若しくは組合員に限る。		
							旧適用法人施行日 前期間	旧適用法人施行日 前期間

改正案

現行

（給付の制限）

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

- 一 (略)
- 二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続く組

（給付の制限）

第二十七条 組合員が禁錮以上の刑に処せられ、又は法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

- 一 (略)
- 二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続く組

合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四條第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

### 三

（略）

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうち

合員期間の月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

### 三

（略）

2 占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額（法第十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。）の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 (略)

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）

2 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額（法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。）の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 (略)

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは第一項の懲戒処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十四条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第六十六条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）

（若しくは第六十四条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第四項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

6 及び二 (略)

2 第四十五条 (略)

2 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者

条において準用する場合を含む。）の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第四項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

6 及び二 (略)

第四十五条 (略)

国の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い

が組合員となつたときは、法第百十一条第一項の規定の適用については、その者に対してされた国の新法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分は、法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分に相当する処分とみなす。

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員に係るものの運用又は団体組合員に係る長期給付について第一条、第十六条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の十三第一項又は第二十七条第一項若しくは第四項の規定を適用する場合には、第一条中「第二条第一項各号」とあるのは「第二条第一項各号（法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第十六条第一項第二号中「地方公共団体の一時借入れ」とあるのは「団体（法第百四十四条の三第一項に規定する団体を含む。）」と、第二十五条第一項第二号中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、法第八十七条第二項」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第八十七条第二項」と、第二十五条の十三第一項中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、第二十七条第一項中「法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。）以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員に係るものの運用又は団体組合員に係る長期給付について第一条、第十六条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の十三第一項又は第二十七条第一項若しくは第四項の規定を適用する場合には、第一条中「第二条第一項各号」とあるのは「第二条第一項各号（法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第十六条第一項第二号中「地方公共団体の一時借入れ」とあるのは「団体（法第百四十四条の三第一項に規定する団体を含む。）」と、第二十五条第一項第二号中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、法第八十七条第二項」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第八十七条第二項」と、第二十五条の十三第一項中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、第二十七条第一項中「法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を受けた」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された」と、「同項」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項」と、「又は懲戒処分を受け

は解雇された」と、「第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項）とあるのは「第百四十四条の三第二項」と、「退職手当支給制限等処分を含む。」とあるのは「退職手当支給制限等処分に相当する処分（一）と、「又は懲戒処分若しくは」とあるのは「地方公務員の停職に相当する処分を受け、若しくは解雇され、又は」と、同項第二号中「懲戒処分によつて退職した」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された」と、同条第四項中「懲戒処分」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され」と読み替えるものとする。

第六十八条（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等）  
地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

一（九）（略）  
十 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。

た」とあるのは「又は地方公務員の停職に相当する処分を受け、若しくは解雇された」と、同項第二号中「懲戒処分によつて退職した」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された」と、同条第四項中「第一項の懲戒処分を受けた」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇された」と読み替えるものとする。

第六十八条（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等）  
地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

一（九）（略）

改正案	現行
<p>（設置）                      第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。                      政策評価・独立行政法人評価委員会                      情報通信審議会                      情報通信行政・郵政行政審議会</p> <p>第二百二十二条 削除</p>	<p>（設置）                      第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。                      恩給審査会                      政策評価・独立行政法人評価委員会                      情報通信審議会                      情報通信行政・郵政行政審議会</p> <p>（恩給審査会）                      第二百二十二条 恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法律を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、恩給審査会に關し必要な事項については、恩給審査会令（昭和二十四年政令第二百二十二号）の定めるところによる</p>